

大垣市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月23日

大垣市議会議長 川 上 孝 浩



1 日 時

平成29年1月30日（月） 午前10時

2 場 所

大垣市議会議場（大垣市役所本庁舎3階）

3 事 件 名

市役所を耐震補強し、新築の延期を求める住民投票条例について

4 意見を述べる機会を与える条例制定請求代表者の人数

2人以内

5 意見を延べる時間

1人につき15分以内